

地域電源供給拠点整備促進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 地域電源供給拠点整備促進事業（以下「本事業」という。）は、地域電源供給拠点整備促進事業補助金（以下「補助金」という。）を、県内の事業所等に「オンサイト PPA モデル」により太陽光発電設備を導入した事業者等で急速充電器を設置する者に交付することにより、災害時に避難所等に電力を供給可能な地域電源供給拠点を整備することを目的とする。

(定義)

第2条 この事業において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 地域電源供給拠点 オンサイト PPA モデルにより太陽光発電設備を導入した事業所等に補助金を活用することで急速充電器を導入したもので、災害時に「栃木県災害時協力車登録制度」に登録のあった電動車が給電活動を行う際に充電に協力することで、避難所等に電力を供給可能とする拠点をいう。
- (2) 急速充電器 一般社団法人次世代自動車振興センターが行う「電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもの（充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えた設備に限る。）」をいう。
- (3) オンサイト PPA モデル 太陽光発電設備等の所有者等である発電事業者が、需要家の施設等に太陽光発電設備等を当該発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理等をした上で、当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家等に供給する契約方式をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、別表第1のいずれかの要件に適合する者であって、次の各号に掲げる全ての要件に適合するものでなければならない。

- (1) 県税の滞納がないこと。
- (2) 公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められること。

(補助対象機器の要件)

第4条 補助対象機器は、別表第2に定める要件の全てに適合するものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表第3によるものとし、予算の範囲内で交付する。

(災害時の避難所等への電力供給車両への協力)

第6条 補助対象者及びファイナンスリース契約若しくは PPA により導入した場合の使用者（契約者）は、災害等による停電発生時に県内避難所等へ電力供給するための電動車等に対する県

からの充電要請に協力するよう努めること。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3（2021）年7月7日から施行する。

別表第1 交付対象者の要件（第4条関係）

項目	内容
補助金の交付対象者の要件	<p>オンサイト PPA モデルにより、自家消費型太陽光モデル発電設備を導入するもので、以下のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 県内に主たる事務所又は事業所を保有し、青色申告を行っている個人事業主</p> <p>(2) 県内に主たる事務所又は事業所を保有する法人（国、地方公共団体は除く）</p> <p>(3) 導入する補助対象機器をファイナンスリース契約により (1) 又は (2) に提供するリース業者</p> <p>(4) 太陽光発電設備等の導入に併せて補助対象機器を PPA に より (1) 又は (2) に提供する PPA 事業者</p>

別表第2 補助対象機器の要件（第4条関係）

項目	内容
補助対象機器の要件	<p>(1) オンサイト PPA モデルにより自家消費型太陽光発電設備を導入した県内事業所等に設置する急速充電器であること。</p> <p>(2) 急速充電器は「新品」で購入されるものであり、「中古品」又は「新古品」でないこと。</p> <p>(3) 県からの要請に従い、災害時に「栃木県災害時協力車登録制度」の登録車への電力供給ができるものであること。</p> <p>(4) 利用者に対し、利用料金を徴しないものであること。 利用者を限定しない設置場所（商業施設、宿泊施設等）にあつては、駐車料金等の県が特に認める料金の徴収は可とする。</p>

別表第3 補助対象経費（第5条関係）

補助対象経費	補助率	補助上限額
① 急速充電器本体価格	2分の1	急速充電設備の設置地点1か所あたり200万円 （同一事業所等内に複数基設置した場合もこの額とする。）
② 設置工事費（本体据付、配線工事等）		

※補助金の交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。